

(総務委員会)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税

法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四号)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方消費税率引上げ時期の変更等

地方消費税の税率引上げの実施時期を平成三十一年十月一日とするとともに、消費税に係る地方交付税の率の変更等を行う。

二、地方法人課税の偏在是正措置の実施時期の変更等

法人住民税法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更等を行う。

三、車体課税の見直しの実施時期の変更等

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等を行う。

四、その他

1 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行う。

2 この法律は、公布の日から施行する。